

江蘇省省級專利特定項目資金管理に関する 暫定弁法

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

江蘇省省級專利特定項目資金管理に関する暫定弁法

第一章 総 則

第一条 中国共産党江蘇省委、江蘇省人民政府の、「中国共産党、国務院〈技術革新の強化、ハイテクの発展及び産業化の実現に関する決定〉の貫徹についての意見」(蘇発「2000」3号)及び省政府事務庁の「知識産権保護事務の更なる強化に関する意見」(蘇政事務庁発「2001」46号)の精神により、省級專利特定項目資金を設立する。資金管理を強め、專利技術の普及応用を促進し、ハイテクであって市場の将来性がある專利技術で確実に経済効益を発揮させ、科学技術の進歩及び革新を推進するために、本弁法を制定する。

第二章 資金の出所

第二条 省級の專利特定項目資金は省財政予算から手配する。

第三条 市、県財政、本省管轄区域内の各種類の企業、科学研究所及び高等学校は、省委、省政府の関係公文書の精神に基づき、知識産権特定項目資金を手配して、本地区、本単位の知識産権の出願、保護及び普及に使用する。

第三章 援助の範囲

第四条 省級の專利特定項目資金は、本省管轄区域内の、ハイテクであって、市場の将来性が確実にあり、かつ本業界内で先進性がある国内重大發明專利の出願、保護及び普及の援助に主に用いられる。

第五条 本省の企業単位、機関、団体、及び住所が本省管轄区域内の個人の發明專利は第四条に符合する場合、省級專利特定項目援助資金を申請できる。各申請の最高援助額は4000元とする。

第六条 実用新案、意匠の專利出願、保護及び普及費用は各省管轄市が援助する。

第四章 申請の手続き

第七条 援助を申請する単位及び個人は、所屬地省管轄市の科技局專利管理部門に以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 江蘇省知識產權局南京專利取扱所の受領印のある專利出願の第一頁（写し）
- (二) 專利技術の要約
- (三) 個人の申請の場合は、江蘇省籍の身分証明の写しを提出しなければならない。
- (四) 企業単位の申請の場合は、単位の紹介状又は証明を提出しなければならない。

第八条 各省管轄市の科技局專利管理部門は、ただちに援助申請資料を受理し、本弁法の第四条の関連条件に従って初審し、その後、次の四半期の初月の初めに省知識產權局に提出する。

第九条 省屬単位は、申請の条件に符合する場合、本弁法第七条の要求に従って省知識產權局に申請を提出する。

第十条 省知識產權局は、各市及び省屬単位の提出資料を審査した上で、省財政庁に援助項目目録を提出し、省財政庁が審査した後、特定項目資金を支払う。省知識產權局は、省財政庁からの資金の受領後、ただちに、援助を申請する単位及び個人に支払う。

第五章 監督と管理

第十一条 省級專利特定項目資金は、省知識產權局が本弁法の関連規定に従って実施し、特定の資金が特定の用途のみに用いられるようにし、省財政庁の監督を受ける。

第十二条 援助を申請する単位及び個人は真実の資料と証明を提出しなければならない。虚偽により援助資金を騙し取った者は、発覚後、援助資金を全部返却しなければならない。情状が重大な場合は法により責任を追及する。

第十三条 省知識產權局は、次年の1月20日までに当年の省級專利特定項目資金の使用状況をまとめて省財政庁を報告する。

第六章 附則

第十四条 各市財政局、科技局は、本弁法と当地の実際の状況に基づき、市級專利特定項目資金の使用管理弁法を制定し、省財政庁及び省知識産権局に報告し、記録に載せる。

第十五条 本弁法は江蘇省財政庁、江蘇省知識産権局が説明の責任を負う。

第十六条 本弁法は発布日から実施する。